

改正案

現行

第一条から第七条まで（現行のとおり）

第一条から第七条まで（略）

第八条 都議會議員が招集に応じて会議、委員会（理事会を含む。）又は東京都議會議員規則（昭和三十一年九月二十一日議決）第二百二十六条に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として東京都議會議事堂までの往復に要する鉄道賃及び車賃の額を支給する。

第八条 前条の規定にかかわらず、都議會議員が職務のために都の区域内又は都の区域と隣接する県の区域内に出張したとき（航空賃又は宿泊料の支払いを伴うときを除く。）は、費用弁償として一日につき一万二千円を支給する。

第九条 島部に住所を有する都議會議員については、前二条に規定する費用弁償の額を支給するほか、東京都議會議事堂までの往復に要する船賃若しくは航空賃又は宿泊料の額を費用弁償として支給することができる。

第九条 都議會議員が招集に応じて会議、委員会（理事会を含む。）又は東京都議會議員規則（昭和三十一年九月二十一日議決）第二百二十六条に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として一日につき次の各号に掲げる額を支給する。ただし、当該日について第七条又は前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。  
一 特別区又は東京都大島支庁、東京都三宅支庁、東京都八丈支庁若しくは東京都小笠原支庁の所管区域（以下「島部」という。）に住所を有する都議會議員 一万円  
二 前号に掲げる都議會議員以外の都議會議員 一万二千円

第十条（現行のとおり）

第十一条（略）

第十条 島部に住所を有する都議會議員については、前三条に規定する費用弁償の額を支給するほか、東京都議會議事堂までの往復に要する船賃若しくは航空賃又は宿泊料の額を費用弁償として支給することができる。